

# 「かながわ健生クラブ」会員会則

## ＜名称および事務局＞

第1条 本会の名称は「かながわ健生クラブ」とします。

第2条 本会の事務局は、(一社)神奈川健康生きがいくくりアドバイザー協議会〔略称：(一社)神奈川健生〕の「かながわ健生クラブ運営委員会」内におきます。

## ＜本会の目的＞

第3条 本会は、健康と生きがいくくりの形成に向けた定例的な活動(以下、定例活動という)を行い、会員相互の仲間づくりに貢献することを目的とします。

## ＜定例活動への参加＞

- 第4条
- (1) 定例活動は、木曜会、火曜会の2つの会で各々行います。
  - (2) 定例活動は、「神奈川の自然、歴史、文化、産業を知ろう」を主たる活動テーマとして、各会で年10回を目処に、定例的な活動を行います。
  - (3) 会員は、本会事務局が送付する案内状により、事前に参加申込みを行ない、定例活動に参加します。

## ＜入会資格、入会申し込み及び加入期間＞

- 第5条
- (1) 本会の目的に賛同するおおむね50才以上の方とします。
  - (2) 本会に入会を希望される方は入会申込書を提出していただきます。
  - (3) 会員の加入期間は1年度毎の更新とします。年度は4月より翌年3月までとします。
  - (4) 入会申込書記載の個人情報に関しては、別途定める本会の「個人情報保護規程」より、適正な保護と利用に努めます。

## ＜年会費及び納入＞

第6条 入会希望者は入会申込書とともに、次の年会費を郵便局払込取扱票により指定の口座へ納入していただきます。

- ・年会費は年度単位とします。
- ・納入された年会費は事由の如何を問わず返還しないこととします。
- ・入会金 . . . . . なし
- ・年会費(1年に付き) 個人 . . . . . 5,000円  
夫婦(同一の曜会の入会に限る) 7,000円

7月以降入会の場合の年会費は次の通りです。

入会月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
個人	5千円	3.5千円	2.5千円	1千円
夫婦	7千円	5千円	3.5千円	1.5千円

## ＜参加費＞

第7条 定例活動に参加する会員はその都度実費相当の参加費を支払うこととします。(尚、事前振込の参加費の振込手数料はご負担いただきます。)

<会員証の発行>

第8条 本会の会員には会員証を発行します。

<会員の特典>

第9条 会員は次の特典を受けることができます。

- (1) (一社)神奈川健生の企画するサークル・同好会活動および催し物への参加
- (2) 本会の企画するサークル活動等への参加
- (3) 健康・生きがい等に関する個別相談
- (4) 健康・生きがい等に係わる参考資料の提供

<変更事項の届出>

第10条 会員が本会に届け出た住所、電話番号等に変更が生じた場合は事務局宛にその旨を通知していただきます。

<会員資格の喪失>

第11条 会員は次の事由によって会員資格を喪失します。

- (1) 退会の届出がなされたとき
- (2) 死亡されたとき

<付則>

本会の会則は平成11年4月1日より実施するものとします。

平成13年3月1日一部改定を行いました。

平成14年2月1日一部改定を行いました。

平成21年9月28日第2条、第8条、第9条および第10条を改定しました。

平成22年1月18日第4条および第5条を追加し、第13条を一部改定しました。

平成22年3月15日第9条年会費を一部改定しました。

平成22年7月20日第13条(1)を一部改定しました。

平成26年11月17日に下記の通り条項を改定しました。

第3条を一部改定。

第4条を一部改定し、第5条を第4条に統合。

第6条を一部改定し、第7条および第8条と統合し、第5条とした。

第9条を一部改定し、第10条、第16条および第17条も一部改定し、第6条として統合。

第11条を一部改定し第7条とした。

第12条を第8条とした。

第13条を第9条とした。

第14条を第10条とした。

第15条を一部改定し第11条とした。

平成31年2月18日に下記の通り一部改定しました。

第2条、第9条および第11条を一部改定。

令和3年9月27日第5条(4)を追記

第4条(1)を一部改定。2023年4月1日施行。

以上